

資料編

1 計画の策定経過

年月日	会議・調査等	概要
令和5年 9月29日	令和5年度 第1回 子ども・子育て・若者会議	(1) 子ども・子育て・若者支援プランの進捗状況報告について (2) (仮称) 高砂市子ども計画策定スケジュール及びアンケート調査について (3) こども等の意見聴取について
12月4日～ 12月22日	アンケート調査の実施	市内の未就学児童及び小学生児童の保護者、中学生、高校生、若者(15～39歳)、ひとり親家庭を対象に実施 (詳細は、第2章「2 アンケート調査結果等からみる市の現状」を参照)
令和6年 2月3日	こどもワークショップの実施	高砂市の魅力発見、遊び場・地域・学校、居場所をテーマとして市内の小中学生を対象に実施 (詳細は、第2章「2 アンケート調査結果等からみる市の現状」を参照)
2月5日	令和5年度 第2回 子ども・子育て・若者会議	(1) (仮称) 高砂市子ども計画策定に係るアンケート調査の結果報告について (2) こども等への意見聴取について (3) 利用定員の設定および変更について
7月9日	令和6年度 第1回 子ども・子育て・若者会議	(1) 子ども・子育て・若者支援プランの進捗状況報告について (2) 第2次高砂市子ども・子育て・若者支援プランについて (3) 高砂市子ども・子育て・若者支援プラン策定のためのアンケート調査結果報告書について
10月1日	令和6年度 第2回 子ども・子育て・若者会議	(1) 高砂市子ども・子育て・若者支援プラン(骨子案)について (2) 高砂市子ども・子育て・若者支援プラン関連施策について (3) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に係る量の見込について
11月17日	こどもワークショップの実施	イベントや意見表明・意見聴取をテーマとして市内の小中学生を対象に実施 (詳細は、第2章「2 アンケート調査結果等からみる市の現状」を参照)

年月日	会議・調査等	概要
11月28日	令和6年度 第3回 子ども・子育て・若者会議	(1) 市内認可施設の利用定員の設定及び変更について (2) 高砂市子ども・子育て・若者支援プラン(素案)について (3) 高砂市子ども・子育て・若者支援プラン(素案)のパブリックコメント実施について
12月16日～ 令和7年 1月16日	パブリックコメントの実施	
2月7日	令和6年度 第4回 子ども・子育て・若者会議	(1) 令和6年度開催のこどもワークショップ報告書について (2) 第2期高砂市子ども・子育て・若者支援プラン(素案)のパブリックコメント結果について (3) 第2期高砂市子ども・子育て・若者支援プラン(案)について

2 高砂市子ども・子育て・若者会議条例

平成25年6月28日高砂市条例第19号

改正 平成28年10月3日高砂市条例第32号、平成29年3月31日高砂市条例第10号

令和2年12月28日高砂市条例第47号、令和5年3月31日高砂市条例第8号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援及び若者支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、高砂市子ども・子育て・若者会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項各号に掲げる事務を処理すること。
- (2) 子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）第9条第2項に規定する市町村子ども・若者計画の作成に関する事務を処理すること。
- (3) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第11条第2項第3号に規定する自立促進計画に関する事務を処理すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、高砂市の子ども・子育て支援及び若者支援に関する施策に関し市長が必要と認める事項について調査審議すること。

(組織)

第3条 会議は、委員24人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援又は若者支援に関し学識経験を有する者
- (2) 子ども・子育て支援又は若者支援に関する事業に従事する者
- (3) 子どもの保護者
- (4) 若者（おおむね40歳未満の者をいう。）
- (5) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 会議に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集及び議事)

第6条 会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 会議に、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、委員長が指名する。
- 3 部会に、部会長及び副部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によりこれを定める。
- 4 部会長は、当該部会の会務を掌理する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条第1項中「委員長」とあるのは「部会長」と、同条第2項及び第3項中「委員」とあるのは「当該部会に属する委員」と読み替えるものとする。

(意見の聴取等)

第8条 会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第9条 会議の庶務は、健康こども部子育て支援室において処理する。

(補則)

第10条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

(招集の特例)

- 2 この条例の施行の日以後最初に開かれる子ども・子育て会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和35年高砂市条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表総合計画審議会の項の次に次のように加える。

子ども・子育て会議	委員	日額	9,000円
-----------	----	----	--------

附 則（平成28年10月3日高砂市条例第32号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日高砂市条例第10号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(委員の委嘱等に関する経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の高砂市子ども・子育て会議条例（以下この項において「旧条例」という。）第4条第1項の規定により委嘱された高砂市子ども・子育て会議の委員である者は、この条例の施行の日に、この条例による改正後の高砂市子ども・子育て・若者会議条例（次項において「新条例」という。）第4条第1項の規定により、高砂市子ども・子育て・若者会議の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における旧条例第4条第1項の規定により委嘱された高

砂市子ども・子育て会議の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

（新たに委嘱される委員の任期の特例）

- 3 この条例の施行に伴い、前項本文の規定により委嘱されたものとみなされる委員の数を超えて新条例第4条第1項の規定により新たに委嘱される高砂市子ども・子育て・若者会議の委員の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、平成30年6月30日までとする。

（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 4 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和35年高砂市条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表中「子ども・子育て会議」を「子ども・子育て・若者会議」に改める。

附 則（令和2年12月28日高砂市条例第47号）

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日高砂市条例第8号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

3 高砂市子ども・子育て・若者会議委員名簿

(順不同、敬称略、令和6年7月1日時点)

選出区分	委員氏名	所属及び役職等	担当部会
学識経験者	◎ 井 上 寿 美	大阪大谷大学 教育学部教育学科 特任教授	◆子ども・子育て
	○ 半 田 結	兵庫大学 教育学部教育学科 教授	◆若者
	○ 平 田 真 二	兵庫大学 教育学部教育学科 講師	◇若者
	小 林 謙	一般社団法人 高砂市医師会 (こばやし小児科 院長)	◇子ども・子育て
子育て事業 従事者	西 山 雅 子	民間認定こども園の代表 (みどり丘こども園 園長)	子ども・子育て
	藤 本 有 希	民間保育所の代表 (米田西保育園 園長)	子ども・子育て
	福 井 姿寿子	公立園長の代表 (高砂市立阿弥陀こども園 園長)	子ども・子育て
	竹 内 茂 雄	特定非営利活動法人 高砂キッズ・スペース 代表	子ども・子育て
子どもの 保護者	濱 田 梓	民間園児の保護者代表	子ども・子育て
	平 川 めぐみ	高砂市連合PTA協議会 幼稚園・こども園部会代表	子ども・子育て
	中 川 裕 二	高砂市連合PTA協議会 小学校部会代表	子ども・子育て
	日 野 早 代	子育てサークル 代表	子ども・子育て
	山 下 真 梨	公募	子ども・子育て
若者	稲 澤 遥 樹	公募(学生)	若者
	大和屋 浩 子	公募	若者
	吉 田 ちえみ	公募	若者
	高 須 結 愛	公募(学生)	若者
市長が必要 と認める者	瀧 野 祐 一	高砂市立小・中学校校長会 (米田小学校 校長)	子ども・子育て
	栗 路 徹	高砂商工会議所 (但陽信用金庫高砂中央支店 支店長)	若者
	崎 谷 教 雄	高砂市労働者福祉協議会 副会長 (神戸製鋼所労働組合高砂支部 書記長)	子ども・子育て

※◎委員長、○副委員長、◆部会長、◇副部会長

4 用語解説

あ行

赤ちゃんの駅

乳幼児を連れて外出する方が、授乳やおむつ替えのために気軽に立ち寄ることができる施設のこと。本市では、登録された施設には、「高砂市赤ちゃんの駅」ステッカーを掲示している。



一次救急

緊急性が低く、入院や手術などが必要のない帰宅可能な軽症患者の対応をする救急医療で、「初期救急」とも呼ばれる。

医療的ケア児

人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のこと。

インクルーシブ教育

「みんなが一緒に学ぶこと」を目指す教育のこと。国籍や人種、言語、性差、経済状況、宗教、障がいのあるなしにかかわらず、すべてのこどもが共に学び合う教育のこと。

か行

虐待

身体的な暴行や心理的・性的・経済的な苦痛を与えたり、必要な保護や世話をしなかったりすること（ネグレクト）。高齢者、障がい者、児童についてそれぞれの分野ごとに虐待の防止に向けた法律が整備され、その防止や早期発見、通報などに関する規定が定められている。

協働

同じ目的のために、力をあわせて働くこと。複数の人や団体が、共通の目的を達成するためにそれぞれの専門性を活かしながらお互いに協力・連携すること。

コーディネーター

ものごとを調整してまとめる人のこと。

コーホート変化率法

各コーホート（同じ年または同じ期間に生まれた人々の集団）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法で、比較的近い将来の人口を推計する場合に用いられる推計方法。

合計特殊出生率

15～49歳の女性の年齢別出生率を合計した指標で、一人の女性が一生の間に何人のこどもを生むかを表している。

高等職業訓練促進給付金

看護師や看護福祉士等の就職に有利な資格を取得するため、原則 6 か月以上養成機関において修業するひとり親に対し、修業期間中の生活の安定を図るため、支給されている給付金のこと。

子育て支援センター

子育て中の親子が気軽に集い、交流を深めるための場所のこと。相談窓口や親子交流、情報提供、子育て講座の開催、子育てサークルの育成・支援などを行っている。

子ども食堂

こどもやその保護者、地域住民を対象に、食事などの提供を行うことで、こどもの健やかな成長を支えるとともに、こどもが地域の人々とふれあい、豊かな人間性と社会性を身に付けることができる場所のこと。

コミュニティ

共通の目的や興味、地域などによって結びついた人々の集まりのこと。

さ行

児童発達支援センター

通所利用の障がいのある児童に対し、日常生活における基本動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行い、また、地域支援として、保育所等訪問支援、障がい児相談支援、計画相談支援、基本相談支援などの事業を行い、地域の中核的な療育施設としての役割をする施設のこと。

児童扶養手当

ひとり親などの養育者を対象に、こどもの養育のために支給される手当のこと。

児童福祉施設

予期できない災害や事故、親の離婚や病気、また不適切な養育を受けているなどさまざまな事情により、保護者と暮らせない 2 歳からおおむね 18 歳のこどもたちの養育を行う施設のこと。

自立支援教育訓練給付金

職業能力開発のため、国が対象としている講座（雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座等）を受講したひとり親に対して、支給される給付金のこと。

スクールカウンセラー（SC）

学校に派遣された、心理学などの知識や技術を有する心の専門家。児童・生徒の人間関係やいじめ、不登校など学校生活上の悩みや心理的な問題の相談相手になるほか、保護者や教員からの児童・生徒への指導についての相談に応じている。

スクールソーシャルワーカー（SSW）

こどもに影響を及ぼしている学校・家庭・地域環境の改善に向けて、学校・家庭・地域の支援ネットワークを築く福祉の専門家。スクールカウンセラーがカウンセリングという方法によって問題解決を図るのに対して、スクールソーシャルワーカーは関係調整や仲介・連携・代弁など、より多様な方法を用いて、問題に対応している。

世代間交流

地域の高齢者とこどもたちといった世代の異なる人が学校や地域の行事などに集い、それぞれが持つ能力や経験を活かした交流をすることによって、地域コミュニティの再構築を図る取り組み。

た行

地域若者サポートステーション

何らかの理由により現在仕事をしていない、おおむね 15～49 歳までの働くことに悩みを抱えている方を対象に、就職のための準備から職場定着・ステップアップまでの継続的な支援を行う機関。

つどいの広場

子育て中の親子が気軽に集まって、仲良く遊んだり、情報交換や交流を行うことのできる場所。

特定教育・保育施設

認定こども園、幼稚園、保育所などの施設型給付を受ける施設のこと。

特別支援教育

障がいのある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けて、一人ひとりの教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を行うこと。

な行

二次救急

入院や手術を要する重症患者を 365 日 24 時間体制で受け入れる救急医療のこと。

認可外保育施設

保育を行うことを目的とする施設であって都道府県・政令市・中核市が認可している認可保育所以外のもの。

認可定員・利用定員

教育・保育施設の定員には、「認可定員」と「利用定員」がある。

「認可定員」は都道府県が各施設の申請に基づき認可する人数のこと。

「利用定員」は市町村が各施設・事業の実利用人数等を基に定める人数のことで、市町村は、「市町村子ども・子育て支援事業計画」に基づき、認可定員の範囲内で利用定員を定めることとされている。

認定こども園

幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設で、保護者が働いている、いないにかかわらず就学前の児童を受け入れて、教育・保育を一体的に実施する施設のこと。

ネグレクト

育児放棄。こどもに必要な育児をせず、こどもを放置すること。「家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない」などが例として挙げられている。

は行

パブリックコメント

市の基本的な政策を決めるときに、事前に市民から意見を募集する手続きのこと。意見を政策などに活かせるかどうか検討するとともに、その結果と意見に対する考え方が公表される。

バリアフリー

社会生活をしていくうえで物理的なバリア（障壁）となるもの（段差など）を除去すること。高齢者や障がい者、外国人などが活動する上で社会参加を困難にしている、社会的・制度的・心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

ひきこもり

さまざまな要因によって社会的な参加の場面がせばまり、就労や就学などの自宅以外での生活の場が長期（当計画では6か月以上）にわたって失われている状態のこと。

ひとり親家庭

本計画で使用している用語の定義は下記のとおり。

- 母子家庭 配偶者のない母で児童（20歳に満たない者）を養育している家庭
- 父子家庭 配偶者のない父で児童（20歳に満たない者）を養育している家庭
- 寡婦家庭 配偶者のない女子であって、かつて配偶者のない母として児童を養育したことがある者
- ひとり親家庭 母子家庭及び父子家庭
- ひとり親家庭等 母子家庭及び父子家庭及び寡婦・養育者

ファミリー・サポート・センター

地域において育児の援助を受けたい会員と育児サービスを行いたい会員による相互援助活動を行う会員組織。こどもの預かりや送迎など、多様なニーズへの対応を図ることを目的としている。

フィルタリング

インターネットのページを一定の基準により「表示してよいもの」と「表示禁止のもの」などに分け、こどもに見せたくないページにはアクセスできないようにすること。

母子父子自立支援員

ひとり親家庭の相談支援を行う専門職員。生活上の悩みや就労についての相談に応じ、自立に必要な情報提供やアドバイスを行うとともに、職業能力の向上のための支援、求職活動に関する支援を行う。

ま行

マタニティマーク

妊産婦が交通機関等を利用する際に身に付け、周囲に妊産婦であることを示しやすくするもので、マタニティマークをデザインしたバッジ、ワッペン、キーホルダー、マグネット、ストラップなどがある。



や行

ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている日常生活上の家事や家族の世話などを過度に行っているこども・若者のこと。責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出ることもある。

ら行

ライフステージ

人間の成長の度合いに応じた人生の段階を指す言葉で、人生の節目によって変わる生活スタイルやこれに着目した考え方。

療育

障がいのある乳幼児・児童に対し、日常生活及び社会生活を円滑に営めるようにするために行う、障がい特性に応じた福祉的・心理的・教育的及び医学的な援助のこと。

わ行

ワーク・ライフ・バランス

「仕事」と「仕事以外の生活」（子育てや親の介護、自己啓発、地域活動など）を調和させること。一方を犠牲にして一方の割合を増やすのではなく、両方を充実させ、好循環を生むことをめざす考え方。

A～Z

DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者、内縁関係、恋人など身近な立場の人や身近な立場にあった人から受ける暴力のこと。肉体的暴力だけでなく、言葉の暴力、社会的暴力（交友の制限など）、経済的暴力（お金を渡さない）なども含む。

ICT（アイシーティー）

「Information and Communication Technology」の略で、デジタル化された情報をインターネットなどの通信を利用して伝達する技術のこと。

SNS（エスエヌエス）

「Social Networking Service」の略で、社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とする、コミュニティ型のサービスのこと。